

議案第 93 号

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 月 16 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

杉並区事務手数料条例（平成 12 年杉並区条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 1 の項中「又は」の次に「戸籍証明書（」を加え、「全部若しくは」を「全部又は」に改め、「書面」の次に「をいう。以下同じ。）」を、「450 円」の次に「（多機能端末機（杉並区印鑑条例（昭和 50 年杉並区条例第 34 号）第 20 条に規定する多機能端末機をいう。以下同じ。）による戸籍証明書の交付にあつては 350 円）」を加え、同表の 10 の項中「（杉並区印鑑条例（昭和 50 年杉並区条例第 34 号）第 20 条に規定する多機能端末機をいう。以下同じ。）」を削り、同表の 21 の項中「住民票、除票、戸籍の附票」を「住民票の写し、除票の写し、戸籍の附票の写し」に改め、「住民票の写し」の次に「又は戸籍の附票の写し」を加える。

附 則

この条例は、令和 3 年 1 月 15 日から施行する。

（提案理由）

多機能端末機による戸籍証明書等の交付手数料を定める等の必要がある。